

安心総合共済

団体総合
生活保険

※加入者証と一緒に大切に保管をお願いいたします。

ケガのリスク 傷害事故

自宅で転倒してケガをした。



旅行中に転んでケガをした。



交通事故に遭ってしまった。



加害者のリスク 賠償事故

自転車走行中に人とぶつかった。



犬の散歩中に人にケガをさせてしまった。



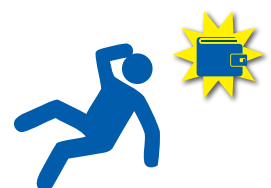
ベランダから誤って植木鉢を落として他人の車を傷つけた



盗難・破損のリスク 携行品損害

外出中、障害物にぶつかり
キャリーバックを損傷

旅行中にカメラを落として壊れた。

ショッピング中に財布を
失った。

オプション



医療補償



がん補償

ホールインワン・
アルバトロス費用保険
期間2024年3月20日午後4時～
2025年3月20日午後4時加入日と
締切日3月20日より加入は2024年1月15日締切
今年度の中途加入の最終締切は、8月15日となります。

※中途加入の保険期間、加入締切日、掛金は、パンフレットのP5～P8をご覧ください。

- 今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。(自動更新になります。)
- 今回更新いただく内容に一部改定がございますので、「安心総合共済 補償のあらまし」P13をご確認ください。

加入の手続き

加
入

「加入依頼書」の必要事項をご記入ご署名の上、自治労サービスへご提出ください。
※具体的な払込方法についてはP6をご参照ください。

『新規加入依頼書』を
ご郵送ください。ご自宅に
『加入者票』が
届きます。銀行等のご口座から
掛金が引落し
されます。

※加入者票が到着するまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管くださいますようお願いいたします。

加入者票

保険始期日(2024年3月20日)までに、加入者票をお届けします。(中途加入の場合は、始期月の前月までに届く予定です。)
内容を確認していただき、大切に保管してください。ご不明な点があれば、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようをお願いいたします。なお、パンフレットには、ご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

税法上の取扱い

安心総合共済は傷害事故の補償をメインとした基本補償やホールインワン・アルバトロス費用については保険料控除の対象外です。がん診断一時金、医療補償については、介護医療保険料控除の対象となります。特約付帯いただいた加入者様には2024年分の控除証明書について、秋頃お送りいたします。

保険金請求の手続き

保
険
金
請
求
(おケガをされた時など)

事故のご連絡は事故受付センター(東京海上日動あんしん110番) **0120-720-110** にお電話ください。
「自治退の安心総合共済に入っています。」とお伝えください。

事故受付センター(東京海上日動あんしん110番)に
お電話ください。(携帯電話からもかけられます)「自治退の安心総合共済に入っています。」と
お伝えください。

事故の受付後、給付に必要な書類等について詳しくご説明いたします。ケガの場合で、請求額が10万円を超えない場合は、入通院期間が記載された領収書(原本またはコピー)があれば原則として診断書取付を省略することができるなどのご説明をいたします。

変更・解約の手続き(自動更新停止の手続きも同様)

変
更
・
解
約

変更や解約は「変更通知書」(同封のハガキ)で自治労サービスにお知らせください。
また所属の退職者会にも変更や解約をお伝えください。

『同封のハガキ』に
解約・変更内容をご記入いただき
自治労サービスへご郵送ください。電話で退職者会に
ご連絡ください。

「解約・変更通知」の受け付けは、毎月末日締切(消印有効)、翌月20日付けでの処理となります。
最終締切日は2024年9月30日となります。

※変更によって掛金の返金がある場合、郵便小為替でお届けします。
※加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合には、念のため、自治労サービスの担当者に、その旨をお伝えください。

お問合せ
(取扱代理店)株式会社 自治労サービス
受付:平日9:00～17:00TEL. **03(3239)5880** 担当者: 加藤・鍼田
FAX.03(5213)5485
〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6階

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課:広域法人部 団体・協同組織室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4TEL.03(3515)4151
受付:平日9:00～17:00

■ 基本補償 (ケガ)

日常生活で誰にでも起こり得るさまざまなアクシデントを補償します。
安心総合共済に加入すると、3つの補償がセットになっています。

1 傷害事故

入院・通院を1日目から補償します。 ※病気は対象になりません。

日常生活のケガに対する補償です。

国内外での日常生活における急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の死亡・入院・手術・通院が対象となります。

※地震、噴火またはこれらによる津波によるケガは天災危険補償特約付帯で補償します。



たとえば

こんな場合に こんな補償

自宅玄関の段差につまづいて転倒、
大腿骨を骨折し、その後死亡

2,563,000円



天井掃除で脚立に乗ったところ、
転倒し両足かかと骨折

234,000円



2 賠償事故 (個人賠償責任)

※示談交渉サービスは、国内事故のみ対象
(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます)

国内無制限、国外1億円まで、賠償責任を補償します。

国内外において日常生活における法律上の損害賠償事故が対象となります。
たとえば他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、
国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)*1を国内外で壊したり
盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合が対象となります。
賠償事故が発生した際には、示談交渉サービス*2がご利用いただけます。



*1 「安心総合共済 補償のあらまし」P13をご確認ください。

*2 示談交渉サービスは国内事故のみ対象です。

たとえば

こんな場合に こんな補償

野球で打ったボールが
他人の背中にあたり、
手術代や通院費を補償

1,602,301円



購入したオリーブオイルの
容器から油が漏れていて、
自宅マンションの共用部を汚損

627,000円



3 携行品損害

住宅外で家財に損害が生じた場合、最大50万円を補償します。

国内外において、一時的に持ち出された家財、住宅外において
携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に
損害が生じた場合が対象となります。(「免責金額(自己負担額)1事故5,000円」)



たとえば

こんな場合に こんな補償

外出中、障害物にぶつかり
キャリーバックを損傷

50,000円



買い物に行った際、クルマに
カギを掛けずに外に出た間に
カバンを盗まれた

237,000円



※保険金をお支払いする主な場合、 保険金をお支払いしない主な場合については、P12～の「補償のあらまし」をご確認ください。

■ オプション補償

別途追加保険料が必要です

より万全の備えをお考えの方に、充実のオプションをご用意いたしました。

新商品!

1 | 医療補償

健康状態の告知が必要です。

病気によって医師等の治療が必要となった場合の入院・手術・放射線治療について、保険金をお支払いします。

- ① 病気で5日以上入院したときに60日を限度として保険金をお支払いします。
- ② 病気で手術^{*1}をしたときに保険金をお支払いします。
- ③ 病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。^{*3}



89歳まで
対象です!

^{*1} 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^{*2} 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
^{*2} 「時期を同じくして」とは「手術に入ってから出るまで」をいいます。
^{*3} 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

2 | がん補償

健康状態の告知が必要です。

ご加入後初めてがんと診断確定されたときに、がん診断一時金(100万円)をお支払いします。「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。



89歳まで
対象です!

※継続前契約でがん診断一時金支払後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでの
お支払回数にかかわらずお支払いします。
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険
金をお支払いできません。

3 | ホールインワン・アルバトロス費用

限度額20万円

ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき、それを記念してのパーティー開催や、記念品の贈呈等にかかる費用をお支払いします。



■ 医療補償の告知内容

2つの質問が「いいえ」であれば、加入ができます!

- 質問1 告知日(ご記入日)現在、病気やけがで入院中、または入院か手術を進められているか。
- 質問2 告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがあるか。

■ がん補償の告知内容

2つの質問が「いいえ」であれば、加入できます!

- 質問1 今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがあるか。
- 質問2 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがあるか。

- ① 健康診断・人間ドックにおいて検査^{*1}を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査を言います。)を指摘されたことがあるか。
- ② 医師の診察の結果、病気や所見、症状^{*2}により継続して診察(服用・治療を含む)・検査を受けるよう指導されたことがあるか。

^{*1} 詳しい検査内容はP9記載の表もしくは別紙の加入依頼書にてご確認ください。
^{*2} 詳しい病気・所見・症状に関してはP9記載の表もしくは別紙の加入依頼書記載の別表をご確認ください。

■ ホールインワン・アルバトロス補償の特長

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に最大20万円まで補償します。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス
ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者
 - 記録媒体に記憶された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- 【ご注意】
セルフプレーは同伴キャディがいないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする主な場合、 保険金をお支払いしない主な場合については、P12～の「補償のあらまし」をご確認ください。

基本補償^{*1}

基本補償においては、病気は対象外です。

まず、天災補償の有無をお選びいただき、本人型・夫婦型をご選択ください。

基本補償 (ケガ)

傷害天災補償あり^{*2}

契約タイプ		本人型	夫婦型
年間掛金 (一時払)		17,350円	29,360円
保険金額	傷害事故	250万円	
	入院保険金日額	4,000円	4,000円
	手術保険金 ^{*3}	(入院中) 4万円 / (入院中以外) 2万円	(入院中) 4万円 / (入院中以外) 2万円
	通院保険金日額	2,500円	2,500円
賠償事故 (個人賠償責任) 1事故限度額		国内 無制限、国外 1億円(免責金額0円) ^{*4}	
携行品損害 お支払い限度額		国内外 すべてのタイプ保険期間を通じて 50万円(免責金額(自己負担額) 1事故につき5,000円)	

傷害天災補償なし

契約タイプ		本人型	夫婦型
年間掛金 (一時払)		14,540円	23,850円
保険金額	傷害事故	250万円	
	入院保険金日額	4,000円	4,000円
	手術保険金 ^{*3}	(入院中) 4万円 / (入院中以外) 2万円	(入院中) 4万円 / (入院中以外) 2万円
	通院保険金日額	2,000円	2,000円
賠償事故 (個人賠償責任) 1事故限度額		国内 無制限、国外 1億円(免責金額0円) ^{*4}	
携行品損害 お支払い限度額		国内外 すべてのタイプ保険期間を通じて 50万円(免責金額(自己負担額) 1事故につき5,000円)	

^{*1} 基本補償の掛金には、制度運営費(1年あたり本人型1,200円、夫婦型2,400円)が含まれています。また、保険料は、団体割引8%にて計算されております。
詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
^{*2} 天災危険補償保険料には損害率による割増は適用されません。
^{*3} 手術保険金はケガによるもので、入院中以外(外来)は入院保険金日額の5倍、入院中は入院保険金日額の10倍となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象とならない場合があります。
^{*4} ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚のお子様まで補償されます。
※上記掛金には、制度運営費(1年あたり本人型1,200円、夫婦型2,400円)が含まれています。詳細は自治退共済会までお問い合わせください。

＜すべての補償＞
配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。
①婚姻意思^{*5}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
^{*5} 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

オプション

基本補償の契約タイプに関わらず、本人型・夫婦型いずれかのタイプを選べます。

G 医療補償 (病気)^{*6}

医療補償

本人型 本人のみ		夫婦型 本人+本人の配偶者					
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	
年間掛金 (一時払)	21,080円	28,700円	29,710円	36,630円	36,400円	35,890円	
疾病入院保険金(日額) ※5日以上入院で5日目から60日分限度	4,000円		3,000円		2,500円		
疾病手術保険金	入院中の手術	40,000円	30,000円	25,000円	40,000円	30,000円	25,000円
	入院中以外の手術	20,000円	15,000円	12,500円	20,000円	15,000円	12,500円
	重大手術	160,000円	120,000円	100,000円	160,000円	120,000円	100,000円
放射線治療の保険金	40,000円		30,000円	25,000円	40,000円	30,000円	25,000円

※重大手術:悪性新生物に対する開頭・開腹手術、心臓・冠動脈等に対する開胸・開腹手術等。詳細は補償のあらましをご確認ください。

G がん補償^{*6}

がん診断一時金

本人型 本人のみ		夫婦型 本人+本人の配偶者					
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	
年間掛金 (一時払)	33,560円	44,720円	55,560円	67,060円	78,760円	90,000円	
保険金額	100万円						100万円

※がん補償、医療補償に新規ご加入の場合は告知が必要です。(P.9)

H ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン・アルバトロス費用

	本人型 ゴルフをする方 本人のみの場合	夫婦型 ゴルフをする方 本人+本人の配偶者の場合
年間掛金(一時払)	2,020円	3,020円
保険金額	20万円	20万円

※夫婦型については、記載の保険金額がご本人・配偶者それぞれお支払い可能です。

保険料の払込方法：一時払

【3月20日加入者】

- 1.本年度は5月27日(月)にご登録いただいた預金口座より振替いたします。
2.振替不能となった場合は、6月27日(木)に同じ口座より再振替いたします。

＜2カ月とも振替不能となった場合＞

- 1.[払込表(銀行振込)]を郵送いたしますので、指定の猶予期間内に掛金のお振込みをお願いいたします。
2.最終的にご入金とならなかった場合は、本契約は失効し加入者票は無効となります。

【中途加入者】代理店にお問合せください。

^{*6} ＜がん補償・医療補償のみ＞
●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。
●また、次年度以降割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。
●本人型の保険の対象となる方は、団体契約の始期日時点の年齢が満89歳以下の方で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方となります。
●夫婦型の保険の対象となる配偶者の方は、団体契約の始期日時点の年齢が満5歳以上満89歳以下で、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者ご本人)」として記載された方をいいます。
配偶者とは、ご加入時年齢が男性:満18歳以上、満89歳以下、女性:満16歳以上、満89歳以下、かつ被保険者ご本人の年齢プラス5歳以下で、かつ加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいいます。
死亡した場合や離婚等の理由によってご本人の配偶者でなくなった場合にはその事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。また、ご本人の年齢が満89歳を超えた場合は配偶者についてもその年齢にかかわらず、更新のお取扱いはできませんので、ご了承ください。

掛金は、基本補償+オプションの合計金額になります。

団体割引: 8 %、損害率による割増: 0 %			基本補償				ホールインワンアルバトロス費用	
			傷害天災補償あり		傷害天災補償なし			
補償開始 (午後 4 時)	加入締切日 (2024 年)	補償終了	本人型	夫婦型	本人型	夫婦型	本人型	夫婦型
2024 年 3 月 20 日	1 月 15 日	2025 年 3 月 20 日 午後 4 時 (以後自動更新)	17,350 円	29,360 円	14,540 円	23,850 円	2,020 円	3,020 円
2024 年 4 月 20 日	2 月 15 日		15,920 円	26,940 円	13,310 円	21,830 円	1,860 円	2,770 円
2024 年 5 月 20 日	3 月 15 日		14,460 円	24,450 円	12,120 円	19,860 円	1,690 円	2,510 円
2024 年 6 月 20 日	4 月 15 日		13,030 円	22,030 円	10,900 円	17,870 円	1,520 円	2,260 円
2024 年 7 月 20 日	5 月 15 日		11,570 円	19,580 円	9,700 円	15,910 円	1,350 円	2,010 円
2024 年 8 月 20 日	6 月 14 日		10,100 円	17,110 円	8,460 円	13,870 円	1,180 円	1,760 円
2024 年 9 月 20 日	7 月 15 日		8,690 円	14,690 円	7,260 円	11,910 円	1,010 円	1,510 円
2024 年 10 月 20 日	8 月 15 日		7,260 円	12,270 円	6,050 円	9,930 円	840 円	1,260 円

告知のご説明

●医療補償・がん補償に新たにご加入される場合、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。
※医療補償・がん補償で夫婦型にご加入される場合には、保険の対象(被保険者)ご本人のほか、配偶者様についても告知が必要です。

☑告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。^{*1}
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除(または無効^{*2}となり)、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*3}

^{*1} ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
^{*2} 無効となる保険契約は、掛金が戻らない場合がありますのでご注意ください。
^{*3} 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金がお受け取りいただけないことがあります。

☑過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

☑お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

「医療補償」をお申し込みの場合

●告知いただく内容はP4記載の通りです。 ※医療補償に新たにご加入される場合のみ

「がん補償」をお申し込みの場合

●告知いただく内容はP4記載の通りです。 ※がん補償に新たにご加入される場合のみ

詳しい検査内容については下記表の通りです。

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査) ・胸部エックス線検査 ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査 ・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診 ・便潜血検査 ・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等) ・CT検査 ・MRI検査 ・PET検査 ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体) ・腹部超音波検査 ・その他のがん検診

詳しい病気・所見・症状に関しては下記別表の通りです。

別表(告知対象の病気や所見・症状)		
【別表】お引受けできない病気や所見・症状		
病気 や 所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう ^{*1} 、結節 ^{*1} 、腫瘍 ^{*1} (しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポース) ^{*2} 、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道性脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状 ^{*3}		しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、血眼の血尿)、黄疸

^{*1} 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
^{*2} 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
^{*3} 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

無料で使える！付帯サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 0120-708-110 ●受付時間^{*2} 24時間365日

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療期間案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

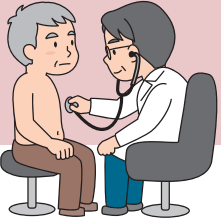
転院・患者移送手配^{*1}

転院をされるととき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

さらに詳しい内容をWebサイトでチェック!

ご相談、ご利用手順、Q&Aなども掲載しています。
[パソコン・スマートフォン共通]
<https://anshin-ma.jp>





^{*1} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。
^{*2} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

デイリーサポート 0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお答えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nidhido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について連携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前10時～午後6時

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前10時～午後4時

9

10

介護アシスト



0120-428-834

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用
手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法と
いった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*」
をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」
「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を
支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}
※お住まいの地域によってご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

インターネット介護 情報サービス

情報サイト「介護情報ネット
ワーク」を通じて、介護の仕方
や介護保険制度等、介護に関
する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

●受付時間（いずれも土日祝日・年末年始を除く）

■電話介護相談 ■各種サービス優待紹介 午前**9**時～午後**5**時

- *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。
- *2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
- *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意 ください (各サービス共通)	・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。 ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。 ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。 ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。	・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。 *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。
--------------------------	--	--

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険は、全日本自治体退職者会共済会をご契約者とし、同会員等を保険の対象となる方とする団体契約です。ご加入
できる方は、全日本自治体退職者会の会員組織である各退職者会組織の会員ご本人のみです。
なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本自治体退職者会共済会が有します。

<ご注意>
今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。商品改定に伴い、現在ご加入の方（口座振替でご加入の方）につきましては、別途ご案内する「自動更新のご案内」に記載の期日（2024年1月5日）までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

安心総合共済 補償のあらまし

※安心総合共済は、病気を原因とするご請求は対象になりません。

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「加入タイプと保険料」をご確認ください。（オプションでがん補償を付帯している方は、「がん診断保険金」のご請求は対象になります。）

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡保険金額の全額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ただし、傷害天災補償ありの本人型、夫婦型のタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについても保険金をお支払いします。 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術 保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

■団体総合生活保険 補償の概要等

【賠償責任に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
	等	*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	

【財産に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害	等
	等	*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	

【費用に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1 ■記録媒体に記録されたビデオ映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ	等

【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金を支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

「悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

[ご注意] 初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【保険料について】

①保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、金融機関での口座振替*1です。

*1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。
※保険料領収証は発行を省略させていただきますので、通帳等、お手元の書類でご確認ください。

②保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の振替日までに払込みください。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入も解除させていただくことがあります。
※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

必ずお読みください

2023年9月
東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2024年3月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

敬 具

【改定点】

改定項目	概 要
「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機
「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み

保険概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等

保険概要

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意

保険概要

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください*2。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約
●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパイトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約
●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定

契約概要

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。
[所得補償・団体長期障害所得補償]
所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
- *2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
- *3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- *4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5.保険期間および補償の開始・終了時期

保険概要

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

保険概要

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

保険概要

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7.満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務

保険概要

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	がん補償 医療補償
生年月日	—	—	★
性 別	—	—	★
職業・職務*1	☆	—	—
健康状態告知*2	—	—	★

- ※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。
●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)
*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

保険概要

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

保険概要

【傷害補償】
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。
*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

保険概要

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
*2 所得補償の場合は「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約される時

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求※1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間※2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ※1 解約日以降に請求することがあります。
- ※2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎える時

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認ください、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
がん補償、医療補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向とおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

6. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページで参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（ https://www.sonpo.or.jp/ ）
☎0120-720-110 受付時間：24時間365日	0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	がん補償	医療補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*」についてご確認ください。

*例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

■被保険者（保険の対象となる方または補償を受けられる方）の範囲について

<基本補償>

	ご本人	配偶者	その他のご親族*1
傷 害	本人型でご加入の場合	○	—
	夫婦型でご加入の場合	○	○
個人賠償責任	○	○	○
携行品損害	本人型でご加入の場合	○	—
	夫婦型でご加入の場合	○	—

*1 ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族（配偶者を含みません）をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この続柄は傷害または損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

<オプション>

	ご本人	配偶者	その他のご親族*1
ホールインワン・ アルバトロス費用・ がん・医療	本人型でご加入の場合	○	—
	夫婦型でご加入の場合	○	○

保険の対象となる方（被保険者）ご本人*2としてご加入いただける方は、全日本自治体退職者会共済会の会員となります。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※賠償責任に関する補償において、ご本人*2が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
*2 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方を言います。

【（保険の対象となる方）における用語の解説】
配偶者：
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思*3を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

職種級別区分表

◎職種級別A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種

◎職種級別B⇒下記参照

級別Bに該当する職種	主な例*4	級別Bに該当する職種	主な例*4
建設作業者	●大工●とび工●左官●配管工●測量作業者	農林業作業者	●農耕作業者●植木職・造園師 ●育林・伐木作業者●養畜作業者
自動車運転者	●バス運転者●タクシー運転者●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者。 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者	漁業作業者	●漁労作業者（船長・航海士等も含む）●潜水漁師 ●水産養殖作業者
		採鉱・採石作業者	●採掘作業者●じり・砂・粘土採取作業者 ●ダム・トンネル掘削作業者
		木・竹・草・つる製品製造作業者	●製材工●合板工●木工●木彫工●船大工

*4 詳細につきましては、代理店までお問い合わせください。